

平成21年12月11日（金曜日）

---

議 事 日 程

平成21年12月11日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第11号についてまで

日程第3 選挙第1号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙について

日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 議員提出議案第1号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障すること  
を求める意見書

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（7名）

2番 明 和 善一郎 君

3番 山 崎 知 信 君

4番 川 崎 和 夫 君

5番 竹 島 貴 行 君

6番 前 原 英 石 君

7番 嶋 田 富士夫 君

8番 竹 島 ユリ子 君

欠席議員（1名）

1番 野 村 信 夫 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金 森 勝 雄 君

---

副 村 長	古 越 邦 男 君
教 育 長	塩 原 勝 君
総 務 課 長	高 島 宗 明 君
生活環境課長	笠 田 恵 雄 君
会 計 管 理 者	松 本 良 樹 君
代表監査委員	野 村 厚 壽 君

---

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	吉 田 昭 博
---------	---------

---

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、平成21年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

日程に先立ち、1番 野村信夫君から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 山崎知信君。

3番（山崎知信君） おはようございます。山崎知信でございます。きょうはひとつどうぞよろしく申し上げます。

ことしはや師走に入り、20日ほどで終わろうとしています。ことしは世界的な大不況で何もよいことがなかったように思われますが、ただ一つ舟橋村にとって「湯めぐち温泉」が25日にオープンすることではないでしょうか。ことしのあかを流し、来年はよい年になるように期待する一人であります。

さて、8人の議員がおいでですが、私は住民の代表としてこの席で一般質問できるところに感謝いたします。

それでは質問事項に入ります。

第4次総合計画策定について村長に伺います。

第3次総合計画は平成13年度にスタートし、村づくりの将来像として、私たちの村は美しく豊かな自然と古くからの伝統・文化を大切にし、お互いに協力し合い、温かい人情のある村づくりを進められ、自然、緑豊かな生活環境を守り、明るく住みよい、人に誇れる村づくりを目指し、統一的なことばを「自然・人・地域がきらめく村」とし、自然と環境、産業振興、健康と福祉、教育と文化の総合的な理想像の5つの柱を掲げ、村はさまざまな事業に取り組んできました。

さて、しかしこの間、少子高齢化の進展や人口の減少、環境対策や安全・安心への期

待の高まり、また昨年度末からのリーマンショックによる不況で、全国で解雇や雇い止めなどで職を失った人のうち、ことし6月から12月に雇用保険の失業手当が終わるのが約39万人と推定されます。このうち6割が3カ月以上収入が途絶えた状況が続くとみており、年末年始に支援が必要な人数は23万人以上となる可能性になると推定されております。

また、政権交代により、国からの交付金等の村の財政への危機感など時代は大きく動きました。これら時代の潮流に的確に対応し、さらなる発展を目指すため、平成23年度から10年間適用する第4次総合計画を来年策定することになります。

総合計画は、村の最上位計画であると同時に、10年後の舟橋村の未来像を住民と約束するものであり、村の方向性を示す大切な計画であります。多くの住民に計画の重要性を知っていただくと同時に、住民の意見や要望を反映させる必要があると考えます。また、従来のような総花的なつくり方ではなく、より具体的な取り組み、そしてまた住民にわかりやすく伝わるのが大切だと考えますが、どのように策定されるのでしょうか。計画期間や時代の潮流、今後取り組むべき新たな課題などについて、他の市、町でも総合計画策定委員会の立ち上げなどメディアで報道されておりますが、今後舟橋村はどのような計画で行うのでしょうか、村長にお伺いします。

以上でございます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3番山崎知信議員のご質問にお答えいたします。

第4次総合計画の策定についてのご質問であります。

まず初めに、総合計画とは何であるかということの概要を述べさせていただきたいと思っております。

ご存じのとおり、村の10年後の将来像を示し、魅力あるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、村の施策、事業の総合的な体系を示すものであり、本村の最上位計画と位置づけされるものと思っております。また、村の行政目標、指針、推進方法などを示すとともに、住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進するための指針となるものであります。

総合計画は、10年後の将来像とそれを達成するための基本目標及び施策形成の基本方向を示す基本構想と、基本構想実現のための基本的施策を体系的に示す基本計画、さらに基本計画に定められた施策をもとに実施する事業を具体的に示す実施計画で構成さ

れるものであります。今ほど議員から、総合計画については、多くの住民にその重要性を知っていただいて、同時にそうした住民の意見を反映させることが重要であるとおっしゃっておりますが、そのことが一番かなめであり、私も同感であります。

村の最上位に位置づけられる計画は、まちづくりの主役は住民であります。そしてその住民の意見や要望を十分に反映させられるものでなければなりません。このことから、計画策定段階におきましては、タウンミーティングやアンケートそしてワークショップ等で多くの意見をいただき集約してまいりたいと考えているものであります。

一方、計画策定後の最も重要なことは、計画実施段階にあると思っております。まちづくりは、行政だけでできるものではありません。住民とパートナーシップを持って進めていかなくてはならないと思っております。そのためには、総合計画という共通の目標を持ち、住民そして行政がお互いにそれぞれの役割を明確にいたしまして、そしてまたお互いの責任のもと、まちづくりに取り組んでいくことが大切であると思っておりますし、これがまさしく「協働型まちづくり」と定義されているところであります。

このことから、総合計画には、住民、行政の役割を明記し、わかりやすい文言等に配慮してまいりたいと考えております。

その具体的な策定方法についてであります。去る12月7日に、第2回まちづくり塾を開催いたしました。このことにつきましては、昨年、第1回のまちづくり塾を開催いたしました。これは、ことし24回を迎えました、舟橋村の大きなイベントとなっております。ふなはしまつりに、今までは一部の商工会などの団体の方におんぶしていたわけですが、住民自ら参加していただいて、企画運営まで進めるという一つのねらいを定めまして、まちづくり協議会を立ち上げまして、そのときの前段での塾が第1回まちづくり塾でありました。それと同様に、今回の第2回まちづくり塾を開催いたしまして、総合計画に係る住民勉強会を開講した次第でございます。それに当たっては、富山大学から専門知識を持った教授の方がおいでになって、そして皆さん方と話をさせていただいたわけですが、今後とも、公募委員による協議会を立ち上げまして、地域課題の掘り起こしと解決に向けたワークショップを開催したいと思っております。

また、アンケート調査やタウンミーティング等で住民要望の取りまとめ、あるいはまた現在あります第3次総合計画が今までどのように進んでいるか等の検討を踏まえた検証を行うなど、総合計画審議会ですべて十分審議していただきながら進めてまいりたいと思っ

ております。

いずれにいたしましても、総合計画は、今後10年後の舟橋村の方向性を決める大切なものであります。住民そして行政が一体となって計画を策定し、盛り込まれたまちづくり事業の実現化に向けて最大限努力してまいりたいと思っております。

今後とも、議員各位のご理解とご支援をお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点についてお伺いいたします。

1点目ですが、国政の変革と舟橋村の新年度予算編成への影響はどのようなものかでございます。

国政では、政権交代後、新政権は前政権が実施しようとしていた景気対策、雇用対策に重点を置いた補正予算の無駄を省くということで、いろいろな項目で削減を行ってまいりました。また、直近では、国の新年度予算の概算要求に対し、行政刷新会議による事業仕分け作業が行われました。特に対象となった事業は、農林水産省が一番多く、97事業がワーキンググループによる判定を受け、「廃止」とか「予算要求縮減」というものばかりであり、農業・農村の振興や環境整備に対する項目について、大変厳しいものでございます。

事業仕分けに対する国民の反応はさまざまで、テレビで放送された「なぜ1番でなくではいけないのか。2番でもいいのでは」というような発言については、数十回放映されておりますが、農業問題についてはあまり報道されていません。

ここで、農業新聞に報道された項目についてご紹介いたします。

里山エリア再生交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策は、「廃止」及び「追加予算は認めない」と判定されています。環境の整備といった事業効果は見えにくい状況にあるにもかかわらず、議論の中で、仕分け人の1人が「ここが一番大事なんです、里山が荒れてだれが困る人がいるんですか。だれか困る人がいるんですか」と言ったといひます。里山が荒れれば、平地で生活している我々に水害やクマ、イノシシに代表される有害鳥獣被害の拡大等問題が発生することを、この仕分け人はどのように考えているのか。仕分け人の選考を行った政府に疑問を持つものです。

民主党のマニフェストにあります農業の戸別所得補償モデル事業を行うために、今年

度まで取り組んできた米の生産調整の見直しを行い、産地づくり交付金を廃止、新しく水田利活用自給力向上事業として、全国一律の交付金体系の取り組み等、非常に不透明なことが多く、営農の継続に対し、もう少し農家の意見を聞いたりしてほしいものでございます。

農業問題について一例を挙げてみましたが、地方主権と言いながら、暫定税率の問題や地方交付税の問題など地方にとって大変厳しい時代になることが予想されますが、現段階で舟橋村への影響はどの程度のものなのか。今後の取り組み、国、県への要請や政権政党への要請などの考えについて、村長の率直な気持ちをお伺いいたします。

次に、2点目のオレンジパークふなはし公園とオレンジロードの間の京坪川に、歩行者専用新橋の建設についてお聞きします。

多数の住民の皆さんの利用がありますオレンジパークふなはし公園利用者の利便性の向上と、現在事業設計段階にありますウォーキングロードの完成により、一連のウォーキングコースの整備に向け、京坪川に歩行者専用新橋の建設を計画できないものか。新しく策定される次期総合計画の1項目として位置づけされ、実現に向けた取り組みとなるよう、広く村民アンケートやタウンミーティングなどで意向調査をされますようご提案申し上げ、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、2点でございます。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番明和議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、国政の変革と村の平成22年度予算編成への影響についてであります。

ご案内のとおり、政府は、平成22年度予算の年内編成に向け、95兆円超に膨らんだ概算要求の無駄遣いを洗い出す作業を行った行政刷新会議による事業仕分けの影響もありまして、農業、教育、福祉、医療、環境など国民生活に密接に関連する政策事業についての具体的な方針がいまだに示されていないのでありまして、大変困惑しております。今後、県、富山県町村会などを通じて地方の意見を十分に踏まえた適切な予算編成が行われるよう国に要望してまいりたいと思っております。

先ほど明和議員さんがおっしゃったのは一例でございましたけれども、そればかりではないのでありまして、十分検討してまいりたいと思っております。

次に、提案理由説明でも述べましたけれども、現在、日本の経済は、昨秋以来景気の低迷が続きまして、今年度の国税、地方税とも大幅な減収見込みとなる中、鳩山内閣が

掲げておりますマニフェストの実現に係る子ども手当 2.7 兆円など、7.1 兆円の所要額に対する財源手当が不確定なこともありまして、地方自治体は極めて厳しい財政環境下にあることを十分認識しなければならないと考えております。

本村の平成 22 年度予算編成に当たっては、景気の低迷により村税収入の確保が今年度に引き続き厳しい状況になると見込まれますので、村民税減収の見込みを十分配慮してまいりたいと思っております。

また、自動車関連税の暫定税率が廃止された場合には、地方譲与税 540 万円、自動車取得税交付金 210 万円の総額 750 万円の減収が見込まれます。

地方交付税につきましても、政府内の意見が分かれ予断を許さない状況が続いております。そのようなこともございまして、具体的な数値をつかみかねておるわけですが、総額に当たっては、今年度交付決定されたものにほぼ近ければいいなと考えております。

このような厳しい財政状況の中であって、本村が未来に向かって大きく発展し、村民一人一人が将来に希望が持てるむらづくりを目指して、各種施策を推進していくためには、強固な財政基盤の確立と簡素で効率的な行財政運営が不可欠であると考えております。

そこで、財政基盤の確立のため、今後の財政運営についてであります。まず歳入面では、税収など安定した財源を確保することが不可欠であります。そのため適正な受益者負担と村税の収納率の向上など自主財源の確保に努める必要があると考えております。

また歳出では、簡素で効率的な行財政運営を図るため、発想の抜本的な転換と事業の厳選、民間活力の導入、真に必要な人へ必要なサービスを提供する環境づくり、適正な職員配置などにより行政のスリム化を一層進めるなど、歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、少額でも財政調整基金に積み立てて、今後とも持続可能な健全財政を堅持しなければならないと考えおります。

以上、申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中であって、いかに村民の幸せを願っていくかということは、私自身のみならず議員の皆さんとよく相談いたしまして、舟橋村の発展のために努めてまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆さん方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

次に、政権政党への要請などについてでございますが、民主党は、自治体や各種団体

の陳情窓口を党本部の幹事長室に一元化する方針を示されたところであります。これまでは、予算を獲得するために地元の国会議員を介するなどいたしまして国へ陳情や要請を行っていましたが、新ルールは、広域的な案件は県連が取りまとめ、県内各総支部や国会議員に直接寄せられた案件は、地元の議員が受け付けを行います、いずれも幹事長室で一元的にまとめられ、優先順位をつけた上で各省庁の政務三役に取り次ぐこととなっております。

今後の陳情等は、富山県町村会などを通じて行っていきたいと考えておりますので、この点ご理解を賜りますようお願いをいたすものであります。

続きまして、オレンジパークふなはし公園とオレンジロードの間の京坪川に歩行者専用新橋の建設についてのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、京坪川河川公園について申し上げます。

去る平成17年9月定例村議会で答弁いたしました内容と重複するかもしれませんが、現在の形態に至る経緯の概要につきましてご説明申し上げます。

事業の取り組みは、平成7年に県都市計画決定、都市計画事業認可は平成8年5月29日、面積3万4,535平米、事業費6億2,000万円で、平成8年から平成12年までの5カ年計画で着手したのであります。

この間、平成9年には、公園用地につきましては村が整備する。そしてまた河川用地は県が整備するというところでスタートしたわけですが、その用地が埋蔵文化財包蔵地であることが判明いたしましたのであります。そして試掘調査を実施した結果、県教育委員会は新たな遺跡といたしまして、竹内・東芦原遺跡として指定いたしましたのであります。

当初の計画では、地元代表者と村、立山土木を交えた懇談会でまとめられた構想を踏まえて、ワンドから園路に沿って河川を蛇行させ、流れを緩やかにし、その周りを木々を取り巻く「自然とかたらい緑かある水辺のハーモニー」が基本テーマであります。議員ご質問の橋についても計画されていたのであります。しかしながら、当該工区が竹内・東芦原遺跡包蔵地の指定となったことから、当該計画の工法では工事費が増嵩することになり計画も進まないことから、県と施工方法の協議をいたしまして、盛り土工法を採用することで合意したのであります。

一方、都市計画事業変更の認可のもと、平成13年から平成17年度まで事業費を変更せず5カ年延長いたしました、この間、県費の縮減により期間内に完成することが

できず、再度平成18年3月事業変更の認可申請を行ったのであります。事業費の内訳は、国県補助金2億2,500万円、村債1億9,500万円、一般財源2億円でありました。また未買収地は、県の負担分1,108.45平米、村の負担分2,552.86平米、合計3,661.31平米であります。この未買収地は地権者の理解を得ることができず、立山土木事務所と協議いたしまして残地として処理し、平成19年3月に完成したのであります。

完成時における総事業費は3億8,090万2,000円、内訳は補助金1億4,400万、一般財源9,970万2,000円、村債1億3,720万円であります。

以上の経緯により、京坪川河川公園が完成している事実をご理解いただきたいと思います。

次に、京坪川に歩行者専用新橋の建設のことではありますが、議員ご承知のとおり、京坪川右岸に位置する村道海老江東芦原線の道路構造は、幅員10メートル片側歩道となっているのであります。

議員がご提案された橋の建設に当たっては、河川管理者である富山県、また歩行者の安全面から横断歩道の設置など関係機関との協議が必要になってくると思っております。

いずれにいたしましても、事業費と財源対応、いわゆる費用対効果を見極めることが大切なことですので、議員の皆様からのご意見を賜りながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

---

#### 議案第1号から議案第11号まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 議案第1号から議案第11号まで11案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（ 討 論 ）

議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（ 採 決 ）

議長（竹島ユリ子君） これから議案第1号から議案第11号まで11案件を一括して採決します。

議案第1号から議案第11号まで11案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号まで11案件は原案のとおり可決・承認されました。

---

## 選 挙 第 1 号

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 選挙第1号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、推選の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

三郷利田用水市町村組合議会議員に

舟橋村竹内469-2番地 喜田義孝君 59歳

舟橋村竹内516番地 早田貞則君 60歳

の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました喜田義孝君、早田貞則君を三郷利田用水市町村組合議会議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました喜田義孝君、早田貞則君が三郷利田用水市町村組合議会議員に当選されました。

---

#### 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（竹島ユリ子君） 日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村長から人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求められています。

お諮りします。

人権擁護委員の推薦については、原案どおり適任として決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任として可決されました。

---

#### 日 程 の 追 加

議長（竹島ユリ子君） ただいま川崎和夫君ほか2名から、議員提出議案第1号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書が提出されました。

議員提出議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） ご異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議員提出議案第1号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明を求めます。

川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） 議員提出議案第1号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

提案理由説明

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し要望活動をするのは極めて重要な手段である。

政府・与党は窓口を民主党本部幹事長室に一元化した形式でのシステムづくりが進められている。これに対しては、地方自治体から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多く挙がっている。原口総務大臣も記者会見で「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることがあってはならない」との趣旨の発言をしている。

本来、政府と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受けとめる適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書は、原案のとおり承認されました。

---

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 今定例議会に提出いたしました全議案にご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議員の一般質問でも私がお答えしたとおり、現下のところ、国から国民生活にかかわる直接的な政策事業が明確に発表されておりません。こういう中で、来年度平成22年度の予算編成に当たっては大変不備な点が出てくるかと思えますけれども、極力我が村に該当する事業の情報収集に努めまして対応してまいりたいと、かように思っている次第であります。

今年も余すところ、日数も少なくなりましたが、議員各位におかれましては、健康に留意いただき、輝かしい新年をお迎えになることをご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

---

## 閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

平成21年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

午前9時35分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年12月11日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 嶋 田 富士夫

署 名 議 員 明 和 善一郎